

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月10日
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原田 明浩
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部長 藤川 幸博
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079(297)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部長 藤川 幸博
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2023年3月15日
【発行登録書の効力発生日】	2023年3月23日
【発行登録書の有効期限】	2025年3月22日
【発行登録番号】	5 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下 段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2024年5月10日(提出日)であります。
【提出理由】	2023年3月15日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするた め及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するた め、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<グローリー株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）及びグローリー株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金20,000百万円を社債総額とするグローリー株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）及びグローリー株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）（以下「本社債」と総称する。）を、下記の概要にて募集する予定です。

<グローリー株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）>

券面総額又は振替社債の総額：金10,000百万円

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2029年6月（5年債）（注）

払込期日（予定）：2024年6月（注）

（注）それぞれの具体的な日付は利率の決定日に決定する予定です。

<グローリー株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）>

券面総額又は振替社債の総額：金10,000百万円

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2034年6月（10年債）（注）

払込期日（予定）：2024年6月（注）

（注）それぞれの具体的な日付は利率の決定日に決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住 所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定していますが、各引受人の引受金額、引受けの条件は、利率の決定日に決定する予定です。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<グローリー株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）及びグローリー株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）に関する情報>

サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は、本社債をサステナビリティ・リンク・ボンド（注1）として発行するにあたり「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」（注2）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」（注3）、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」（注4）及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（注5）に則したサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定し、その適合性について、独立した第三者機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）よりセカンドオピニオンを取得しています。

なお、本フレームワークに係る第三者評価を取得するにあたって、環境省の「令和5年度グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門）」（注6）の補助金交付対象となっております。

（注1）「サステナビリティ・リンク・ボンド」とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ESGの目標を達成するか否かによって条件が変化する債券をいいます。サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、当初定めた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標（以下「KPI」という。）とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPT」という。）による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、KPIに関して達成すべき目標数値として設定されたSPTを達成したかどうかによって、債券の条件が変化します。

（注2）「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」とは、国際資本市場協会（ICMA）が2020年に公表し、2023年6月に改訂したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインです。

（注3）「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケート＆トレーディング協会（LSTA）が2019年に策定・公表し、2023年2月に改訂したサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインです。

（注4）「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、サステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的に、環境省が2022年7月に策定・公表したガイドラインです。

（注5）「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、サステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、サステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2022年7月に公表したガイドラインです。

（注6）「令和5年度グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門）」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や独立行政法人、地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業をいいます。対象となるグリーンボンド等の要件は、資金調達完了時点において以下の全てを満たすものとなります。

サステナビリティ・リンク・ボンドにおいては、KPIについて、エネルギー起源CO₂の排出削減に資するKPIが一つ以上含まれていることとする。

グリーンボンド等フレームワークが、環境省が作成する最新のグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに準拠することについて、資金調達完了までに外部レビューにより確認されること。

(1) KPIの選定

当社グループはステークホルダーからの信頼を得て、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、サステナビリティ課題を把握し整理したうえで、グローリーグループへの影響度とステークホルダーにとっての重要度とを合わせて考慮したサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を特定しています。

選定したKPIは、当社グループが特定したマテリアリティの一つである温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの進捗を測る適切な指標と考えます。

KPI	当社及び国内・海外連結子会社におけるCO2排出量（スコープ1・2）削減率
-----	--------------------------------------

(2) SPTの設定

本社債においては、以下のSPTを使用します。設定したSPTは、「2026中期経営計画」の策定に伴い見直しを実施した「2030環境目標」の達成に向けたCO2排出量削減目標です。

<グローリー株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）>

SPT	判定日
2027年度26.5%削減（2022年度比）	2028年10月31日

<グローリー株式会社第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）>

SPT	判定日
2030年度42.4%削減（2022年度比）	2031年10月31日

(3) 債券の特性

本社債の特性はSPTの達成状況により変化します。上記判定日時点でSPTの未達成が確認された場合、本社債の償還日までに以下の または のいずれかを実施します。

寄付

SPTが未達成の場合は、社債発行額の0.1%相当額を償還日までに気候変動の取り組みを実施している公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定NPO法人・地方自治体やそれに準じた組織体へ寄付を実施します。

排出権購入

SPTが未達成の場合は、社債発行額の0.1%相当額を償還日までに排出権（J-クレジット、非化石証書）もしくはグリーン電力証書を購入します。排出権購入契約における不可抗力事項等が発生した場合は、気候変動の取り組みを実施している公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定NPO法人・地方自治体やそれに準じた組織体へ寄付を実施します。

判定日までにSPTの達成状況の確認ができない場合は、ファイナンス実施時に特定した本社債の特性による財務的・構造的特性の変化を適用します。「確認ができない場合」には、判定日までに第三者による年次のKPIの数値の検証が取得できない場合や当社によるSPTの達成状況に係る公表ができない場合を含みます。

(4) レポートニング

設定したSPTの判定日まで、KPIの基準年度実績と各年度実績を当社グループの統合レポートまたはウェブサイトにて年次で開示します。

SPT達成に影響を与える可能性のある情報（サステナビリティ戦略の設定や更新等）が発生した場合には、適時に開示します。また、本社債の特性として寄付や排出権購入を実施する場合は、下記について開示します。

寄付の際は、寄付実施先の名称・選定理由・寄付額

排出権購入の際は、排出権の名称・購入額・移転日

(5) 検証

当社は、最終判定日までの間、少なくとも年1回、独立した他の第三者より、KPI算出の前提となるスコープ1及びスコープ2のCO₂排出量について第三者保証報告書を取得し、当社グループの統合レポートまたはウェブサイトにて開示します。